

## 東京都北区福祉資格取得支援事業補助金交付要綱

- 平成21年 3月25日 (20北福健第2671号区長決裁)  
改正 平成23年 3月28日 (22北福健第2616号区長決裁)  
改正 平成25年11月12日 (25北福健第2077号区長決裁)  
改正 平成29年 1月16日 (28北福健第2419号区長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、区内の施設及び介護サービス事業所（以下「施設等」という。）において、採用後に業務に従事しながら介護福祉資格を取得しようとする職員を積極的に支援する事業主に対して必要経費を補助することにより、未経験でも就職しやすく、かつ、職員がやりがいと誇りを持って就労できる環境づくりを支援し、施設等の人材確保及び職員の定着を図ることを目的とする。

### (補助対象施設等)

第2条 この補助金の対象となる施設等は、別表のとおりとする。

### (補助対象職員)

第3条 この補助金の対象となる職員は、施設等に勤務する常勤職員及び非常勤職員で、次条第1号に規定する資格を取得するための国家試験を受験したもの又は、次条第2号に規定する資格を取得するための研修を受講したものとする。

### (補助対象資格)

第4条 この補助金の対象となる資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条に規定する介護福祉士
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修の修了者（以下「介護職員初任者研修修了者」という。）

### (補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、前条各号に掲げる資格を取得するために要する実費額（交通費を除く。）とし、予算の範囲内で区長が定めるものとする。ただし、次の区分ごとに掲げる額を限度とする。

#### (1) 介護福祉士

実技講習受講料又は実務者研修受講料及び国家試験受験料の合算額（実費額）

1人当たり 15万円

#### (2) 介護職員初任者研修修了者

研修受講料 1人当たり 10万円

#### (3) 研修受講若しくは実技講習又は国家試験の受験をするために欠勤等をした職員の代替労働に対する経費

補助対象職員労働補てん分 1人当たり 5万円

### (補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、

第2条に掲げる施設等を運営する事業主であって、前条に掲げる経費を事業主として負担した者とする。ただし、補助金の交付申請については、勤務する個人を基準として1人につき1回限りとし、国又は東京都その他公共団体が実施する同種の補助金等と重複して交付申請することはできないものとする。

2 申請者は、東京都北区福祉資格取得支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(1) 補助金交付申請額調書

(2) 研修を受講修了したことを証する書類の写し

(3) 実技講習を受講修了したことを証する書類の写し

(4) 研修受講料、実技講習受講料、実務者研修受講料及び国家試験受験料の領収書の写し

3 補助金の交付申請は、補助対象職員が資格を取得した日の属する年度の翌年度の末日までに申請しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否を決定し、東京都北区福祉資格取得支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は東京都北区福祉資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に対してその結果を通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、東京都北区福祉資格取得支援事業補助金交付請求書（別記第4号様式）により、交付決定日の翌日から起算して2週間以内に区長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求に基づき、補助金を当該受給者の口座に口座振り込みの方法により支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 区長は、偽りその他不正の手段により、この要綱による補助金を交付された者があるときは、その者に対して補助金の返還を命じるものとする。

(違約加算金)

第11条 前条の規定により返還を命じられた者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が別途定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱は、施行日以降に新たに受講開始する養成研修及び実技講習について適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

法令	条	項	施設等
老人福祉法 （昭和38年 法律第133 号）	第5条の3		老人デイサービスセンター
			老人短期入所施設
			養護老人ホーム
			特別養護老人ホーム
			軽費老人ホーム
介護保険法 （平成9年法 律第123号）	第8条	第2項	訪問介護を行う事業所
		第3項	訪問入浴介護を行う事業所
		第7項	通所介護を行う事業所
		第8項	通所介護リハビリテーションを行う事業所
		第9項	短期入所生活介護を行う事業所
		第10項	短期入所療養介護を行う事業所
		第11項	特定施設入居者生活介護を行う事業所
		第15項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所
		第16項	夜間対応型訪問介護を行う事業所
		第17項	地域密着型通所介護を行う事業所
		第18項	認知症対応型通所介護を行う事業所
		第19項	小規模多機能型居宅介護を行う事業所
		第20項	認知症対応型共同生活介護を行う事業所
		第21項	地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所
		第22項	地域密着型老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所
		第23項	複合型サービスを行う事業所
		第27項	介護老人福祉施設を行う事業所
		第28項	介護老人保健施設を行う事業所
		第115条45の3	

	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項		介護療養型医療施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第5条	第15項	共同生活援助